

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応するとともに、地方が自らの責任において地方創生を推進していくためには、税財源の拡充と安定確保が不可欠である。

平成28年度は、景気回復により地方税収が増加する中、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制しながら、地方交付税の減収を0.1兆円減と最小限にとどめ、ほぼ前年並みの16.7兆円が確保された。

また、地方の一般財源についても、重点課題への対応等を含めた歳出特別枠を実質的に前年度と同水準とした上で、全体として前年度を0.1兆円上回る61.7兆円が確保された。

我が国の景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いていることから、この流れを維持し、景気回復を確実なものとしなければならない。

我々としては、本年4月に発生した「平成28年熊本地震」からの一日も早い復旧・復興や、まち・ひと・しごとの創生を推進するとともに、歳出の重点化・効率化等の行財政改革を継続し、地域経済の成長と財政健全化の両立を図る所存である。

国においては、平成29年4月の消費税率10%への引上げに向けて、経済状況の着実な改善に努めるとともに、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、以下の項目について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等の特例措置を講じるのではなく、交付税率を引き上げること。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保すること。

また、国・地方を挙げて地方創生に取り組む中で、地域の実情に応じた少子・高齢化対策、地域経済活性化・雇用対策、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策等を推進できるよう、歳出特別枠を実質的に維持し、必要な歳出を地方財政計画に的確に計上すること。

さらに、人口減少が急速に進む地方に配慮し、地方交付税の算定において基礎数値の人口が切り替わることによる影響を最小限にとどめるための措置を講ずること。

2 社会保障と税の一体改革に対応した地方税財源の拡充

(1) 社会保障制度改革に伴う税財源の確保

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で定められた社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革の実現に要する安定的な財源を確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、消費税率10%への引上げの際には8%時と同様、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

また、消費税・地方消費税の引上げ分のうち約3割が地方の社会保障財源であることから、消費税率10%への引上げ時の軽減税率制度に伴う減収分については、代替税財源等により安定的・恒久的に措置すること。

(2) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

平成28年度与党税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ段階で法人住民税法人税割の一部交付税原資化を進めるなどの偏在是正措置を講じることとされたところであるが、引き続き財政力の弱い団体に配慮した安定性の高い地方税体系の構築に努めること。

(3) 地域医療介護総合確保基金の充実

地域医療介護総合確保基金については、地域毎に抱える課題が異なっていることから、地域の実情に応じて配分するとともに、事業区分間で額の調整が行えるよう制度を見直し、医師確保事業等の継続的な実施に不可欠な予算を確保すること。加えて、配分方針を明確化し、速やかに内示を行うこと。

3 緊急防災・減災事業に係る財政措置

「平成28年熊本地震」の発生で再認識されたように、防災・減災対策は喫緊の課題であることから、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、迅速な復旧・復興を支援する公園等の広域防災拠点の整備等、地方の防災・減災対策の取組が着実に進展するよう、引き続き地方財政計画に的確に計上した上で、緊急防災・減災事業債による財政措置を継続・拡充すること。

4 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保

平成28年度与党税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において、環境性能割を導入することとされたが、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政に影響を与えないよう、地方財政計画において確実に措置すること。

また、今後、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し、総合的な検討を行う際には、地方の意見を踏まえ、安定的・恒久的な代替税財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう、十分に留意すること。

5 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する税財源の確保

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保のための税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、十分調整を行うこと。

6 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理等の地方が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

平成28年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞